

長浜市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月28日

長浜市議会議長 伊藤 喜久雄

長浜市議会規則第3号

長浜市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

長浜市議会委員会傍聴規則（平成30年長浜市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「一般」の前に「次の各号に掲げる委員会室における」を加え、「それぞれ次の」を「当該」に改め、同条第2号中「、」を「及び」に改め、同条に次の1項を加える。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、委員長が別に定員を定めることができる。

第6条第1項第1号中「もの」を「物」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会室に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第6条第1項第5号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

第6条に次の1項を加える。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第7条各号を次のように改める。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会室に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食（水又は茶の飲用を除く。）又は喫煙をしないこと。
- (5) その他委員会室の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第8条の見出し中「（）の次に「写真の」を、「録音」の次に「、録画、放送」を加え、

同条中「、映画等を撮影し、又は録音」を「の撮影、録音、録画、放送」に改める。

第9条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

第10条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。